

## 守口市木材利用基本方針

### (趣旨)

第1 森林は、脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素の貯蔵など地球温暖化の防止に貢献するとともに、水資源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全など多面的な機能の発揮を通じて、市民の安全・安心な生活を営むうえで重要な役割を担っている。

しかしながら、このような公益的機能を高度に発揮させ維持するためには、適切な森林整備が求められ、その過程で発生する木材を有効に利用することが重要である。

また、木材は、持続生産が可能な自然資源であり、特に大阪府産をはじめとする国産木材の利用を促進することは、森林林業の再生を促すことはもとより、資源循環型社会の形成にも資するものである。

この方針は、市の公共建築物等における木材の利用の促進を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、大阪府が定める「大阪府木材利用基本方針」に即して、必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (2) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

### (木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、市が整備する公共建築物において木材の利用に努める。

### **(市が整備する公共建築物における木材の利用の目標)**

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標は、次のとおりとする。ただし、建物の用途やコスト面、耐火性など技術的に困難な場合などやむを得ない理由により木造化・木質化が適当でない場合は、この限りでない。

- (1) 低層の公共建築物を整備する際は、木造化に努める。
- (2) 公共建築物を整備する際は、木質化に努める。
- (3) 公共建築物の模様替え又は改修に当たっては、木質化に努める。
- (4) 家具、什器など市民の目に触れる機会が多いものを中心に木製品導入に努めるとともに、事務用品などの消耗品等においても、可能な限り木材製品の導入に努める。
- (5) 木造化及び木質化に当たっては、可能な範囲で大阪府内産をはじめとする国産材の利用に努める。

### **(その他市の区域内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項)**

第5 市は、公共建築物の整備に当たり、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、設置目的や、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材利用による脱炭素社会の実現への貢献等の付加価値等を考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

2 市は、大阪府と連携し、建築物における木材の利用の具体的な事例や木材に関する情報を収集し、必要があるときは関係部局間で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用促進に取り組むよう努める。

### **(基本方針の見直し・改正)**

第6 市は、法の改正又は、大阪府木材利用基本方針に見直し・改正が生じた場合、状況に応じて本方針について適宜見直しを行い、必要に応じて改正する。

附 則

この方針は、令和5年8月1日から施行する。